



ペプチドワン販売システム
秘密情報および個人情報の取扱いに関する規定

2025 年 3 月改定版

日本食品ペプチド研究所株式会社

ペプチドワン事業部

大阪府茨木市上穂積 4 丁目 8 番 24 号

本規定は、原料開発者である日本食品ペプチド研究所株式会社ならびに企画販売者である日本食品ペプチド研究所株式会社ペプチドワン事業部（以下、「甲」という。）が、販売取次店である各取扱店（以下、「乙」という。）に委託する業務における秘密情報及び個人情報の取扱いに関し、次の通り規定を定める。

第1条(目的)

本規定は、ペプチドワン販売システムガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）および各別紙に基づいて甲が乙に委託する業務（以下「本件業務」という。）の履行にあたって、甲が乙に開示する秘密情報の保護及び甲が乙に預託する個人情報の適切な保護を目的として、乙における秘密情報及び個人情報の取扱条件を定めるものである。

第2条(定義)

1 本規定において「秘密情報」とは、本件業務に関して甲が乙に対して開示する営業上・技術上の一切の情報をいう。但し、次の各号のいずれかに該当することを乙が証明した情報は、秘密情報から除外される。

- (1) 乙が甲より受領した時点で既に公知であった情報
- (2) 乙が甲より受領後、乙の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (3) 乙が甲より受領後、守秘義務を負うことなく第三者から合法的に入手した情報
- (4) 乙が、秘密情報によらず独自に開発した情報
- (5) 乙が、甲の事前の書面による承諾に基づき、第三者に対する開示を承認された情報
- (6) 法令に基づき開示を強制される情報

2 本規定において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む）をいう。また、本規定において特に記載がない場合、「個人情報」は本件業務に基づき、甲が乙に預託しまたは自ら収集する個人情報を指すものとする。

第3条(管理者)

- 1 乙は、本規定確認後、甲の指定する方法により取扱店登録を申請した際に代表者および担当者として届け出る者を秘密情報及び個人情報取扱の管理責任者として申告したものとする。
- 2 乙が前項の管理者を変更しようとするときは、甲の指定する方法により、遅滞なく甲に通知するものとする。

第4条(個人情報の収集)

乙は、ガイドラインと各別紙に基づく販売業務の遂行のため個人情報を収集する必要があるときは、適切かつ公正な手段により収集するものとし、甲による指示がある場合これに従うものとする。

第5条(秘密保持)

- 1 乙は、秘密情報及び個人情報の秘密保持を厳守し、甲が事前に指定する方法による承諾なく第三者に開示・漏えいしてはならない。
- 2 乙は、秘密情報及び個人情報を、本件業務に関与する乙の役員及び従業員以外の者に利用させてはならない。
- 3 乙は、役員および従業員に本件業務に必要な範囲に限定した上で秘密情報および個人情報を取り扱わせる場合には、管理者が責任を持って厳重に管理し、かつ、その旨を役員及び従業員にも周知徹底させなければならず、管理者が一切の責任を負う。
- 4 乙は、本件業務に必要な範囲を超えて秘密情報及び個人情報を複製してはならない。
- 5 乙は、前各号の義務を履行するため、秘密情報及び個人情報につき必要かつ合理的な保護手段を講じなければならない。

第6条(目的外使用の禁止)

- 1 乙は、秘密情報及び個人情報を本件業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。
- 2 前項にかかわらず、乙は、個人情報の主体たる個人(以下「本人」という)に対して通知、公表又は明示された個人情報の利用目的を超えて、個人情報を利用してはならない。

第7条(再委託)

- 1 乙は、甲が事前に指定する方法による承諾を得ずに、本件業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙が前項の承諾を得て本件業務を第三者に再委託する場合は、再委託先との間で本規定と同等の内容の契約を締結して乙の再委託先に乙と同程度の秘密保持義務を課し、同契約書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 前項の場合といえども、乙は本規定に基づき乙が負担する義務を免れず、再委託先の行為についても一切の責任を負う。

第8条(調査義務)

乙は、秘密情報及び個人情報に関し、甲の求めがあるときは、乙における秘密情報及び個人情報の取扱い状況について調査のうえ、乙に対しその調査の報告をしなければならない。

第9条(事故)

- 1 乙は、甲より提供を受けた秘密情報及び個人情報等への不正なアクセス、又は紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。甲及び乙は、その原因について協議・調査を行い、損害の拡大防止に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 協議・調査の結果、当該事故が乙の責に帰すべきものであると認められた場合は、乙は、甲に対し、事故調査、損害の拡大を防止するために講じた措置に要する合理的費用

を支払うとともに、損害賠償(合理的な弁護士費用含む)責任を負うものとする。

第 10 条(返還等)

- 1 乙は、本件業務が終了したとき、又は、甲より請求があったときは、直ちに秘密情報または個人情報の記録された書面及びそれらの複製物の一切を、甲の指示に従い、甲に対して返還し、又は廃棄するものとする。
- 2 乙は、本件業務が終了したとき、又は、甲より請求があったときは、直ちに乙のコンピュータ等に保存された秘密情報及び個人情報に関するデータを消去し、復元不可能なものとしなければならない。
- 3 乙は、個人情報記録された媒体を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

第 11 条(解除)

乙が本規定に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、乙がこれを是正しないときは、甲は、乙に通知することにより、本件契約又はこれに基づく委託業務または販売店業務に関する契約の全部又は一部を解除することができる。

第 12 条(損害賠償)

乙は、第 9 条の場合以外においても、本規定の義務に違反したことにより甲および乙以外の取扱店またはそれぞれの顧客に損害を与えたときは、同損害の一切を賠償しなければならない。

第 13 条(有効期間)

本規定の有効期間は取扱店に関する説明案内を受けた時点から遡って発生し、取扱店の登録および申請のち、本件業務が終了した後も、秘密情報及び個人情報の取扱に関して引き続き効力を有するものとする。

第 14 条(管轄)

本規定ならびにガイドラインや別紙を含む取扱店規定のいずれかに違反し、本部または他の取扱店またはお客様に何らかの損害が生じた場合、その訴訟については大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条(改定)

本規定ならびにガイドラインと別紙の各規定は、随時改定されることがあります。改定後の内容は全取扱店へオンライン上の告知により周知し、新しい規定の発布と同時に改定版の各規定が実施され、有効となり、古いものを無効とします。